

## 日本地図センターからのお知らせ

# マップ・リーダーになりませんか!!

地図の普及啓発に関する事業活動について豊富な実務経験を有し、かつ、一定の知識と能力を有すると認められる方は、マップ・リーダー（地図専門指導者）になることができます。

マップ・リーダーは、人々の地図に対する理解を深め、社会における地図の活用を活発化し、世の中に地図の楽しさを広めるためにご活躍いただくことを期待して、(財)日本地図センターが認定します。

小学校、中学校、高等学校などでの地図を用いる授業、大学での地図学・地理学の講義、書店での地図の販売、地図に関する著作などの実務経験を一定期間以上お持ちの方は、地図センターが実施する研修を受講することによって、マップ・リーダーに認定されます。

認定に必要な実務経験の年数は、その内容により、1年から10年程度です。研修は、1日で修了します。

(財)日本地図センター・(財)国土地理協会が実施する地図地理検定で2級以上の認定を受ければ、上級マップ・リーダーに認定されます。

マップ・リーダーに認定された方には、認定証（額入り）とバッジが贈呈されます。

マップ・リーダーに関する詳細は、マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領およびマップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領細則に定められています。

## マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領

### （趣旨）

第1条 人々の地図に対する理解を深め、社会における地図の利活用を活発化し、世の中に地図の楽しさを広めるためご活躍いただくことを期待して、財団法人日本地図センター（以下「センター」といいます）は、地図の普及啓発に関する活動について豊富な実務経験を有し、かつ、一定の知識と能力を有すると認められる方を、この規定に定めるところに基づき、マップ・リーダー（地図専門指導者）（以下「リーダー」といいます。）に認定します。

### （認定の方法）

第2条 センターは、地図の普及啓発に関する事業活動に一定期間以上従事した方であって、センターが実施する所定の研修を修了した方をリーダーに認定し、認定証を発行するとともに、バッジを贈呈します。

2 地図に関して抜群の知識を有する者として細則で定める方は、前項の地図の普及啓発に関する事業活動に一定期間従事した方と見なします。

### （認定に必要な活動）

第3条 前条の地図の普及啓発に関する事業活動とは、地図の利用者を対象として、専門知識に基づき、地図に関する情報の提供、地図の利用方法の指導などを継続的に、または繰り返し行う活動であって、マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領細則（以下「細則」といいます）で定めるものとします。

### （認定に必要な期間）

第4条 第2条の一定期間とは、少なくとも1年以上の期間であって、細則で定める期間とします。

### （研修）

第5条 第2条の研修は、リーダーとして必要な地図に関する知識についての講義を主体としたものとします。講義の科目および講義時間数は、細則で定めます。

### （フォローアップ研修）

第6条 センターは、リーダーに認定された方を対象として、スキルアップのためのフォローアップ研修を実施します。フォローアップ研修は何回でも受けることができます。研修の内容は、細則で定めます。

### （上級リーダー）

第7条 センターは、リーダーに認定された方であって、センターが(財)国土地理協会と

の共催で実施する地図地理検定において優秀な成績を修められた方、および第 6 条のフォローアップ研修を修了された方を上級マップ・リーダー（上級地図専門指導者）（以下「上級リーダー」といいます。）に認定し、認定証を発行するとともに、バッジを贈呈します。上級リーダーの種類とその要件は、細則で定めます。

（認定の申請）

第 8 条 リーダーまたは上級リーダーの認定を受けようとする方の申請方法は、細則で定めます。

（受講料）

第 9 条 第 2 条の研修及び第 6 条のフォローアップ研修は有料とし、その額は、細則で定めます。ただし、センターの理事長が特に認めた場合は、無料とすることがあります。

（認定の取り消し）

第 10 条 虚偽の申請によって認定された方またはリーダーとしての信用を著しく失墜させた方は、リーダーの認定を取り消される場合があります。

（その他）

第 11 条 この要領の実施に必要な細目は、細則で定めます。

附則 この要領は、平成 20 年 7 月 7 日から施行します。

附則 改正 平成 21 年 9 月 15 日

## マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領細則

（地図の普及啓発に関する事業活動および認定に必要な期間）

第1条 マップ・リーダー（地図専門指導者）認定要領（以下「要領」といいます。）第2条第2項で規定する細則で定める方は、[財団法人日本地図センター](#)（以下「センター」といいます）が[財団法人国土地理協会](#)との共催で実施する[地図地理検定](#)（以下「試験」といいます）において[地図力博士](#)または[準地図地理力博士](#)に認定された方とします。

2 要領第3条で規定する細則で定めるものは、次の各号のとおりとします。また、第4条で規定する細則で定める期間は、各号ごとに従事した期間にかっこ内の係数を乗じて得た期間を合算した期間が1年間となる期間とします。なお、かっこ内の数値は、[センター](#)の理事長が特に必要と認める場合は変更することができます。

- 一 小学校、中学校、高等学校などにおいて社会を含む教科を担当する教員として勤務すること（0.1）
- 二 中学校、高等学校などにおいて地理を担当する教員として勤務すること（0.2）
- 三 大学において地理学またはこれに相当する分野を担当する専任教員として勤務すること（0.2）
- 四 大学において地図学またはこれに相当する科目の講義をする兼任の教員として勤務すること（0.2）
- 五 図書館、博物館などにおいて地図および地図に関する図書を含む各種の資料の管理、情報サービスなどの業務（司書として行う業務を含む。）に従事すること（0.2）
- 六 書店などの地図売り場において地図および地図に関する図書の販売に従事すること（0.5）
- 七 書店などにおいて地図および地図に関する図書を含む各種の書籍などの販売に従事すること（0.1）
- 八 出版社などにおいて地図または地図に関する図書の企画、編集などの業務に従事すること（0.5）
- 九 地図に関する著作活動を行い、2冊以上の単行本または20編以上の記事を上梓すること（0.5）
- 十 地図の企画、製作その他地図の調製に関する業務に従事すること（0.2）
- 十一 旅行業務取扱管理者、自然公園のレンジャーまたは指導員、山岳ガイド等として、地図およびその知識を活用する業務に従事すること（0.2）
- 十二 その他センターの理事長が前各号に準ずると認める活動を行うこと（センターの理事長がその都度定める係数）

（講義の科目）

第2条 要領第5条に規定する講義の科目は、次のとおりとします。また、講義時間数（実習、見学を含みます。）は、合計4時間以上とします。

- 一 地図学概論
- 二 地形図の規格と図式
- 三 地名と注記

- 四 地形図の読図
- 五 GIS 概論
- 六 地図と法律
- 七 特別講義

(フォローアップ研修の内容)

第 3 条 要領第 6 条に規定する研修の内容は、地図を用いた日帰りの野外巡検とします。

(上級リーダーの種類と要件)

第 4 条 要領第 7 条に規定する上級マップ・リーダーの種類と要件は、次の各号のとおりとします。

- 一 マップ・リーダー・ファイブ・スターズ（五つ星地図専門指導者） 試験において [地図地理力博士](#) に認定された方
- 二 マップ・リーダー・フォー・スターズ（四つ星地図専門指導者） 試験において [準地図地理力博士](#) に認定された方
- 三 マップ・リーダー・スリー・スターズ（三つ星地図専門指導者） 試験において [地図地理力 1 級](#) に認定された方またはフォローアップ研修を 3 回以上修了された方
- 四 マップ・リーダー・ツー・スターズ（二つ星地図専門指導者） 試験において [地図地理力 2 級](#) に認定された方またはフォローアップ研修を修了された方

(認定の申請)

第 5 条 マップ・リーダーの認定を受けようとする方は、氏名、ふりがな、生年月日、要領第 2 条の研修の受講希望年月日その他必要な事項を記載した認定申請書を、既にマップ・リーダーに認定されている方であって上級マップ・リーダーの認定を受けようとする方（既に上級マップ・リーダーに認定されている方であって、更に上位の上級マップ・リーダーの認定を受けようとする方を含みます。）は、氏名、ふりがな、生年月日、要領第 2 条の研修を受講した年月日、認定を受けた [地図地理検定](#) の実施年月日と認定の内容、要領第 6 条のフォローアップ研修を受講した年月日、その他必要な事項を記載した認定申請書を、センターに提出していただきます。

(受講料)

第 6 条 要領第 9 条に規定する第 2 条の研修の受講料は、6,000 円とします。ただし、次の各号に掲げる場合の受講料は、6,000 円にそれぞれかっこ内の係数を乗じた額とします。

- 一 「地図中心」の定期購読者が受講する場合 (0.5)
- 二 センターの理事長が指定する団体の会員（会員が法人の場合は、当該法人に所属する個人 2 名以内に限ります。）が受講する場合 (0.5)
- 三 センターの理事長が地図の普及啓発に関して著しい功績があったものと認めた方が受講する場合 (0.5)

2 要領第 9 条に規定する第 6 条のフォローアップ研修の受講料は、(野外巡検のコース

等を勘案し、) その都度、理事長が定めるものとします。

附則 この細則は、平成 19 年 6 月 7 日から施行します。

附則 改正 平成 20 年 10 月 10 日

附則 改正 平成 21 年 9 月 15 日